

「裁判員制度と心のケア」研修会を実施して

雇用促進プロジェクトチーム 津川律子・伊藤良子・浦田英範

2004年5月28日に制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は、その第1号となる裁判が2009年8月3日に東京地方裁判所で開始されるやいなや、連日のように、テレビや新聞などで報道されました。多くの生活者にとって、裁判員候補者として呼出状が届いただけでも、普段の日常と違った気持ちになることが容易に想像できます。そして、自分が裁判員として選ばれ、今までの人生にはなかった特別な数日間を過ごすことになったとしたら、いったいどんな思いがするのか、臨床心理士として以前に一人の生活者として、多くの会員の方々が思いを巡らせたことと推測します。

今後、このままの制度が続く限り、担当した裁判に関する何らかの感情を伴う記憶がありつつ、守秘義務によってそれを他人に話せない状態のまま日常生活をおくる方々が増えて行くことになります。国民の義務として裁判員を務める方々に対する心の支援がいかに大切かは言うまでもないことでしょう。

しかし、裁判員制度が始まったばかりということは、裁判員への心の支援も実質的にはまだこれからスタートするものです。日本において、どのような支援が適切なのかに関して確立されたエビデンスはまだないといえます。一般国民に対する心理面の支援は臨床心理士の本来の業務ですので、今後どのようにして行ったらよいのかに関して、可能な範囲で事前に研修しておく必要性を感じました。そこで、今回、集中的な研修会を企画いたしました。申し込みを開始すると、締め切り前に全席満員となり、会員の皆さまの熱意を嬉しく感じました。当日（2009年12月5日）も、ご来場くださった会員の方々が、メモをとりながら、講師のお話に熱心に耳を傾けておられた様子が印象的でした。本来、法律と臨床心理士の日常業務は様々な側面において密接なものですが、そのことを改めて私たちに明快に呈示している一例が、この裁判員制度ではないでしょうか。

研修会修了後も、複数の取材や問い合わせがあり、この研修会に参加できなかった会員の方々のために、当日のプログラム内容および、午前中の2名の講師から当会臨床心理センターのHPにアップのご許可をいただいた資料を掲示します。講師からは、これらの資料を踏まえて、裁判の場で判断することの難しさ、その責任の重さ、守秘義務を課せられることによって生じる葛藤、それらに対する支援のあり方等、さまざまな観点からお話いただき、また、会員からの突っ込んだ質問に対しても貴重なご意見を頂戴いたしました。両先生に感謝申し上げます。

定 例 職 能 研 修 会 Ⅱ

裁判員制度と心のケア

抄 録 集

【日 時】

平成 21 年 12 月 5 (土) 10 : 30～16 : 30

【会 場】

東京ビッグサイト (東京国際展示場)

所在地 : 〒135-0063 東京都江東区有明三丁目 1 1 番 1 号

【企画趣旨】

平成 21 年 5 月 21 日から裁判員制度が始まり、一般の国民が裁判員として殺人や強盗致死などの重大事件の刑事裁判に参加することになりました。刑事裁判では、検察側の冒頭陳述や被害者の証人尋問などで、残忍な犯行場面が再現されたり、遺体の解剖写真や傷口の写真が証拠として示されたりすることがあるとされ、それによって裁判員が精神的なショックを受ける可能性が指摘されています。裁判員のこころのケアは、今後、大きな課題となることが予測されており、臨床心理士によるこころのケアが期待されています。

そこで、裁判員のこころのケアに関する集中的な研修会を企画しました。一般国民のこころの支援は、本来、臨床心理士の業務です。ふるってご参加ください。

雇用促進プロジェクトチーム代表 津川律子

【主 催】

(社) 日本臨床心理士会

【後 援】

(財) 日本臨床心理士資格認定協会 (社) 日本心理臨床学会 東京臨床心理士会

プ ロ グ ラ ム

受付 10：00～10：30

午前の部 10：30～13：15

開会式

開会挨拶 津川律子（日本大学）

研修１．裁判員制度と心のケア

司会 伊藤良子（学習院大学）

講師 出口治男（弁護士・元裁判官・葵橋ファミリークリニック理事長）

研修２．米国の陪審員に対する心のケア

司会 伊藤良子（学習院大学）

講師 市川佳居（株式会社イーブ）

昼休み 13：15～14：15

午後の部 14：15～16：30

研修３．犯罪被害者の心のケアから

司会 浦田英範（志學館大学大学院）

講師 宮崎美千代（山梨県警）

研修４．加害者への対応

司会 浦田英範（志學館大学大学院）

講師 今村洋子（播磨社会復帰促進センター）

まとめ

裁判員制度と心のケア

弁護士 出口 治男
(京都弁護士会所属)

1 裁判員制度の前史(国民の司法参加の実態)

(1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)(平成16年5月28日制定、平成21年5月21日施行)の制定施行

ア 趣旨「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」(同法第1条)ことから創設された制度

イ 2001年6月「司法制度改革審議会(司改審)意見書」で指摘された裁判員制度の設置目的

「国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運用に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる」

(2) これ迄の国民の司法参加の実態

ア 各種調停制度における調停委員

a 借地借家調停(大正11年10月)、小作調停(大正13年12月)、商事調停(大正15年11月)、金銭債務調停(昭和7年10月)、人事調停(昭和14年7月)、鉾害賠償調停(昭和15年1月)、戦時民事特別法による調停制度の一般化(昭和17年3月)

戦前から戦後相当の期間、「徳望良識ある者」(旧調停委員規則)が担い手であった。現在は「専門的な知識経験」が重視されている(民事調停法8条)。

イ 参与員(人事訴訟法9条)、司法委員(民事訴訟法279条)

ウ 陪審員(陪審法成立は大正12年(1923)年4月18日、5年後の昭和3(1928)年から施行、昭和18年(1942)年停止)

a 当初陪審員になれるのは、直接国税3円以上を納める30歳以上の男子(当時衆議院議員の選挙権にも納税要件があった。なお、25歳以上の全ての男子に選挙権が認められるようになった(普通選挙法)のは大正14(1925)年であり、女子にも選挙権が認められたのは昭和20(1945)年のことである。)に限られていた。

カ 裁判傍聴運動、「影の陪審」運動を含む陪審制の実現を求める運動、法曹一元運動

オ 個別訴訟における要請

エ 様々な媒体による意見表明(裁判批判を含む)

(3) 国民の司法への参加意識の実情

ア 上記のような国民の司法参加の歴史と実態に照らすと、司改審意見書の「統治客体意識

から統治主体意識への転換」を説くフレーズは、一般国民の胸にどのように響いたか、甚だ心許ない。

イ 司法における国民の統治客体意識の在り様は「裁判批判」雑音論、「小さな司法」政策、極端な違憲立法審査権行使の自制、最高裁による裁判官の官僚統制等々司法権行使における国民の排除(専門家による独占)、強固な官僚統制という歴史の産物であった。

2 裁判員法の制定

(1) 国民の参加への逡巡、戸惑い

ア 「裁判員制度」反対運動一挙げられている反対理由

「辞退すれば処罰も」「人生観は無視する」「プライバシーを剥ぐ」「死刑も多数決で決定」「内容は生涯秘密」「政府の審議会委員たちが国民に何も知らせないまま密室で決めたもの」「国民の司法参加の実態は裁判への強制動員そのもの」「私たち市民にとっては大きな迷惑」等要は裁判員制度を市民は求めているというものであった。

イ 裁判員経験者の声

「真面目な人ほど消極的」「法律がよくわからない」「人の運命を左右するのは重く感じる」(島田前最高裁判官)ということ裏付ける内容となっている。

(2) 戦後刑事司法の閉塞状況からの脱却の方法としての「裁判員制度」

ア 島田、財田川、免田事件などの死刑再審無罪事件

イ 「現行刑事訴訟の診断」(平野龍一、昭和60年)

刑事訴訟法の現状は「異常であり病的である」「かなり絶望的である」とし、現状からの脱却の方法として「陪審または参審の採用」を提示した。

ウ 「精密司法」「公判中心主義の希薄化」への疑問

エ 「閉塞状況」からの脱却の方法としての「裁判員制度」

(3) 民主主義の理念、国民の負担に対する抵抗と不安、刑事裁判の閉塞状況脱却の切り札としての期待という様々な潮流がからみ合いながら裁判員制度はスタートした。民主主義の理念は「上からのご託宣」であり市民から湧き上がって勝ちとられた制度とはいいい難く、なお国民の負担と不安感が拭えないが、刑事裁判の閉塞状況脱却にとっては一筋の光明といえよう。

3 裁判員法の内容(概略)

(1) 対象事件

ア 死刑または無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

イ 上記のほか、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの

ウ 殺人、現住建造物放火、強制わいせつ、強姦致死、強盗致死傷等の凶悪犯罪が典型例である。

(2) 合議体の構成

ア 原則 裁判官3人、裁判員6人。 例外 裁判官1人、裁判員4人

(3) 裁判員の選任

ア 選任資格 衆議院議員の選挙権を有する者、失格事由、就職禁止事由の定め

イ 辞退事由(抄)

a 学生、生徒

b 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

- ・介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - ・その従事する事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。
 - ・父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがあること。
- c 政令で定めている事由
- ・裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することにより自己又は第三者と身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること。

(4) 選任手続

(5) 裁判員裁判の公判手続

ア 裁判員の負担に対する配慮

裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとすることに努めなければならない。

イ 手続の進行

冒頭手続(人定質問、起訴状朗読、黙秘権告知、罪状認否)→冒頭陳述→証拠調べ
→論告求刑、弁論

(6) 評議・評決・評議の秘密

ア 裁判員は評議に出席し、意見を述べなければならない。

イ 裁判長は、評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。

ウ 評議における裁判員の関与する判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。

エ 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

オ 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数については、これを漏らしてはならない。

評議の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

4 裁判員の心の負担

(1) 裁判員の負担

反対運動で主張されている事由や裁判員経験者が述べている負担

(2) 公判廷での負担

「見つめられること」による負担、のちに危害を加えられるのではという不安等

(3) 証拠調べにおける負担

残酷な証拠を目の当たりにすることからくる負担

(4) 評議・評決における負担

良心の呵責若しくは後悔の気持ちを抱いたときの負担

5 裁判員の心のケアの重要性

米国陪審員制度に対する心のケア

株式会社イーブ 取締役副社長
日本臨床心理士会 産業領域委員
市川佳居

裁判員制度概要

2009年5月に始まった我が国の裁判員制度とは、国民が刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度のことである。裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告する。

各国の制度を参考にしているが、陪審員（米国・英国）と裁判員の違いは、陪審員は、犯罪事実の認定（有罪かどうか）のみで、量刑は行わない、という点である。一方、陪審員制度においては、裁判官は審議に加わらない。我が国の裁判員は、犯罪事実の認定と量刑を決定し、裁判官も審議に加わる。

1. 心的外傷後ストレス障害（PTSD）と二次的外傷性ストレス（STS）

PTSDは「心的外傷を生じるような出来事」を経験、遭遇したあとに、フラッシュバック、覚醒症状、驚愕症状、事件に関わる事柄の回避などの症状が一定期間続いた後に診断される。一方、PTSDなどのトラウマ被害者へのケアを行う支援者（カウンセラー）が、このような方たちと接することによって生じるストレスを二次的外傷性ストレス(STS)と呼ぶ。STSの特徴は、PTSDのそれと類似しており、トラウマを受けた被害者のことを考えて眠れない、被害者が受けた事件に関するフラッシュバックを経験する、などである。

米国では、陪審員制度に市民が義務として参加し、そこで残酷な事件の内容を知り、被害者の話をきくことにより、STS症状を経験することを予防するため、陪審員の心のケアについて全国調査を行い、裁判官、裁判所職員向けにマニュアルを作成している（2002年）。

2. 陪審員のストレス

米国の国立州裁判所センターがウィリアム&メリー大学と共同で行った調査では、49州の裁判所を通して陪審員にアンケートを配布し、ストレス要因、ストレス反応を特定した。それによると、陪審員がストレスと感じた、法廷での出来事としては、1位 判決の決定、2位 陪審員の審議、3位 生活のリズムが崩れる、4位 間違った判断をする恐れ、であった。また、7位は児童への犯罪、10位に陪審員間の意見の相違、仲たがいなどがあがっている。一方、死刑判決の裁判における陪審員があげたストレスと感じた出来事は、1位が死刑判決の決断であった。

ストレス度、症状の調査では、33%が「陪審員になってストレスを感じた」と答えており、症状としては、（複数回答）恐怖感（8%）、陪審員をした時のいやな記憶が消えない（10%）、感覚が麻痺して離脱した感じ（8%）、緊張がほぐれない（13%）、陪審員を思い出すようなことを避ける（9%）などがあがっており、複数回答であることを考慮しても、約1割の陪審員が何らかのSTS症状を訴えている、ということがデータから伺われる。

3. 陪審員ストレスの予防

(1) 環境調整

これらの調査に基づいたマニュアルでは、裁判官や裁判所職員に、陪審員が極力リラックスし、安心して参加できるような環境を用意することを規定している。例をあげると、陪審の初日前に、裁判所への行き方を丁寧に説明し、道に迷うストレスを軽減する、初日は特に右も左もわからず混乱するので、オリエンテーションを丁寧に行い、今後の流れ、休憩時間やその場所、何か質問があったら受け答えする担当者の連絡先などを伝える。長い裁判になると、裁判官と弁護士が話し合いをしている間、その都度休憩になる。休憩場所には、コーヒーなどのドリンクやスナックが置いてあり、暇を有効に活用できるようにインターネットをしいて、仕事ができるようにさせてあげる。また、裁判所からの行き帰りの安全性を確保する必要があるケースにおいては、駐車場の車までセキュリティ担当者がエスコートしたり、場合によっては法廷が用意したホテルに宿泊をさせる。

(2) ディブリーフィング（裁判後のインフォーマルなミーティング）

このマニュアルでは、裁判終了後、裁判官あるいはカウンセラーと裁判官が、陪審員へのインフォーマルなミーティングを行って、心の整理をすることを薦めている。まず、裁判官はローブを脱ぎ、普通のスーツ姿になり、壇上から降りて陪審員と同じレベルに座り、陪審員に対しては、法廷に貢献してくれたことに感謝する。そして、今後の注意事項を説明すると同時に、裁判中に理解できなかった手続きや内容について陪審員からの質問に答える。陪審員は判決が正しかったかどうかの心配や、被告人やその家族の今後についての心配など、裁判に関する気持ちをシェアリングする。裁判官あるいはカウンセラーは、STS の症状を説明し、心理教育を行い、そのような症状がでた場合の対処方法について簡単なストレス対処教育を行うか、パンフレットを渡して参考にさせていただく。カウンセラーが入っている場合、STS や PTSD の症状が出ている陪審員の専門家（精神科医やカウンセラー）へのリファールを行う。

4. 最後に

米国の陪審員の心のケアのマニュアルからは学ぶところが多々あるが、このマニュアルを使ってディブリーフィングを行っている州裁判所がどのくらいあるかは定かでない。また、ディブリーフィング法についても賛否両論があるので、実際使用する際には日本人への適用方法に関する工夫など、慎重に調べてから行う必要があると思われる。